

手続きについての確認票

現在の受給状況	お子さんについて	申請の可否	提出書類
現在、児童手当または特例給付を受給している	経済的負担をしている大学生年代の子が同一世帯にいる	お子さんが3人以上いる場合は、加算対象となるため 申請が必要です	1. 監護相当・生計費の負担についての確認書
	経済的負担をしている大学生年代の子が別世帯にいる	お子さんが3人以上いる場合は、加算対象となるため 申請が必要です	1. 監護相当・生計費の負担についての確認書 ※2
	大学生年代の子はいない	申請は不要です ※高校生年代や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で、増額対象となる場合は、自動的	—
現在、児童手当または特例給付を受給していない	高校生年代の子が同一世帯にいる	新たに受給対象となるため、 申請が必要です	1. 児童手当認定請求書 2. 請求者名義の分かるもの(通帳等) ※1 ※2
	高校生年代の子が別世帯にいる	新たに受給対象となるため、 申請が必要です	1. 児童手当認定請求書 2. 別居監護申立書 3. 請求者名義の分かるもの(通帳等) ※1 ※2
	中学校修了前の子が同一世帯にいるが、所得上限額以上のため受給していない	新たに受給対象となるため、 申請が必要です	1. 児童手当認定請求書 2. 請求者名義の分かるもの(通帳等) ※1 ※2
	中学校修了前の子が別世帯にいるが、所得上限額以上のため受給していない	新たに受給対象となるため、 申請が必要です	1. 児童手当認定請求書 2. 別居監護申立書 3. 請求者名義の分かるもの(通帳等) ※1 ※2

※1 経済的負担をしている大学生年代の子を含めて、3人以上子がいる場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です

※2 配偶者やお子さんの住民票が早川町外の場合は「町外に住民票がある方のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードやマイナンバー入りの住民票等)」の提出が必要です。